

専攻建築士紹介



日本ERI(株)

奈良 幹雄

〔法令専攻〕

CPD制度の有効性と努力

欠陥建築と建築生産業務全体とのあり方が大きな社会問題となっている，設計者そして施工者を含めた「品質管理」の体制構築からも建築士の果たす役割は重要である。

私は法令専攻建築士の認定・登録をうけている。この分野，建築・確認業務をはじめ全ての業務を経験してきた。いまでもこの分野の一部門の仕事を行っている。

現在，主としての仕事は株式会社（商法特例法の大会社）の監査業務で，取締役の職務執行に法令や定款に違反する点や著しく不当な点がないかを監査するもので直接建築とは関係ない。監査役をとりまく法令は商法をはじめ商法施行規則，商法特例法，民法，証券取引法等々多くの法律に関係がある。監査役に選任された時は不安であり複雑な心境であった。しかし幸いなことに私は建築基準行政の執行に長年携わり，生粋の企業人にはない貴重な実務経験があった。このことから会社法に抵抗なくはいることができ，法的実務の経験の重要性を身を持って痛感した。ただ法令の解釈・運用は学理，文理，論理，拡張などあるが，法令の解釈とは法律学の分野のみならず各分野の学問，技術さらには社会現象の分野にわたって豊富で円満な知識をもつことを必要とする仕事であるといわれている。このことから監査役に就任したことを心理面では「人間万事塞翁が馬」の「ことわざ」どおりであることを噛み締めている。

さて，現在法令分野の仕事をいくつか行っているがその一つである紛争調停業務については事件・案件ごとに根拠となる実定法の調査検討に充実感と生きがいを感じている。

建築学会，建築センター等の建築関係，他に日本監査役協会の主催する講習会，講演会などに積極的に参加し最新の情報を求めいつどのような仕事にも対応できるように努めている。さらに今後機会がくれば調査鑑定業務等を行いたい。また法律分野の最難関の試験にも挑戦している。CPD制度を積極的に活用することは建築分野の業務遂行にとどまらず生涯現役を目指す者にとって有効でありその努力で必ず出番は来ると確信している。